

奨学資金条例の一部改正

日光小学校新築工事契約など

十三議案を可決・承認

六月定例市議会

第二回定例市議会は、六月九日から十八日までの十日間開かれました。この議会では、二千五百三十八万六千円の一一般会計補正予算をはじめ、市税条例の一部改正など十三議案が審議され、いずれも原案どおり可決・承認されました。

専決処分

先に、市長が行った昭和五十四年度一般会計補正予算第六号、市税条例の一部改正など三件の専決処分事項が承認されました。

■補正予算

日光スケートセンターの補修工事費七百五十万円、公衆便所新設工事費百六十万円、奨学資金貸付金百二十四千円が追加されて、一般会計の予算総額は、四十八億四百三十八万六千円になりました。

■市税条例の一部改正(二件)

広報にっこう六月号でお知らせした内容のもと、たばこ消費税の特例に関する一部改正です。

人事

固定資産評価審査委員会委員の

されました。

その他、日光地区広域行政事務組合の状況など六件の報告と三件の請願・陳情がありました。おもな内容は次のとおりです。

■選任

昭和五十五年七月十六日で任期満了になる現委員飛田岸夫氏(石屋町)の再任について、議会の同意を得ました。任期は三年間です。

■条例の一部改正

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたため、本市においても同様の改正を行ったものです。

今回の改正で、選挙長、投票および開票管理者は、日額五千円を五千六百円に、選挙および開票立会人は、日額四千円が四千五百円になりました。

■国民健康保険条例

地方税法施行令の一部改正により、低所得者の国民健康保険税の軽減が図られたため、当市でもこれに準じて、国民健康保険料を軽減するものです。

■奨学資金条例

奨学資金は、毎月貸与する学資(修学資金)と、大学入学時に限り貸与する入学資金があり、これらで修学資金は、高等学校在学が月八千円以内、大学在学が月一万二千円以内となっていて、対象には、高専、短大生を念むことになっていました。最近各種学校への進学者が増えていたため、対象を拡大して、高専、短大及び各種学校在学を含むことに条文を改正しました。

■消防団条例

消防団員

県内各市の消防団員の報酬支給状況を考慮し、本市の消防団員の報酬を引き上げました。改正額は次の通りです。(いずれも年額、内は改正前の額)

- 団長 十二万円(十一万円) 副団長 八万一千円(七万五千円)
- 分団長 六万円(五万五千円) 副分団長 四万一千円(三万七千円)
- 部長 三万一千円(二万八千円) 班長 二万二千円(二万円) その他の団員 一万九千円(一万七千円)

■条例の廃止

昭和五十四年度分の固定資産税等の納期の臨時特例に関する条例

昭和五十四年度第一期分の固定資産税及び都市計画税の納期延長のため制定した条例で、不用になったため廃止しました。

■工事請負契約

- 昭和五十五年度中宮祠終末処理場施設改良工事の請負契約
- 契約金額 一億六千三百九十九万円
- 請負業者 東京都中央区銀座七-十四-一 荏原実業株式会社

■日光小学校新築工事の請負契約

- 契約金額 七億八千五百五十万円
- 請負業者 日光第一建設共同企業体(2ページ関連記事)

■市有地処分の変更

「所野みどりの里」分譲宅地の確定測量による各分譲区画の面積の

増減などで、変更後の地積は、一、六一三・四一平方メートル。変更後の処分価格は、二億一千三百六十一万四千円となりました。

陳情・請願

- 東武バス通学定期サービス区間廃止に関する陳情 (取下げ)
- 小来川スケート場の施設・設備の改善ならびに整備に関する陳情 (採択)
- 所野小学校施設整備促進に関する請願 (継続審査)

報告事項

- 例月出納検査結果報告について (昭和五十四年度一、二、三月份)
- 日光市土地開発公社の経営状況について
- 日光地区広域行政事務組合の状況について
- 昭和五十五年度日光地区消防組合の予算について
- 日光観光開発株式会社との賃貸借契約の一部変更について
- 昭和五十六年度全国高等学校総合体育大会登山競技の開催について

人事

- ()内は、前任者名(敬称略)
- 自治会長
- 匠町第二 稲葉裕造(赤松宏二)
- 選挙管理委員会委員
- 片浦隆次(野口卯一)
- 体育協合理事
- 平田紀之(長倉肇)